

# 目地補修工（加熱式クラックシール材注入工） 特記仕様書

## 第1条 総則

### 1. 1 適用範囲

本特記仕様書は、名古屋市緑政土木局が所管する舗装道において舗装寿命の延命を目的としたアスファルト舗装用加熱式クラックシール材注入工に適用する。

### 1. 2 目的

クラックシール材注入工は舗装のひび割れ部にクラックシール材を充填することにより、舗装体内への水の浸入を防ぎ、耐久性の低下を遅らせることを目的として施工する。

### 1. 3 その他

本特記仕様書に記載されていない事項については、請負工事等関係規定、設計図書、土木工事標準仕様書（名古屋市緑政土木局）、舗装設計施工指針および舗装施工便覧を適用する。

## 第2条 使用材料

アスファルト舗装用加熱式クラックシール材注入工に使用する材料は、以下の項目に示す品質を満たすものでなければならない。

### 2. 1 クラックシール材料

使用する加熱式クラックシール材の品質は表-1の規格を満足するものでなければならない。

表-1 加熱式クラックシール材の基本性状

試験項目	単位	規格値	試験方法
針入度 (25℃・円すい針)	mm	6 以下	舗装調査・試験法便覧
軟化点	℃	80 以上	
粘度 (200℃)	mPa・s	報告	
密度 (15℃)	g/cm <sup>3</sup>	報告	

### 2. 2 プライマー

耐久性を高めるために、プライマーの塗布は必ず実施する。

## 第3条 標準断面

標準断面図を図-1に示す。

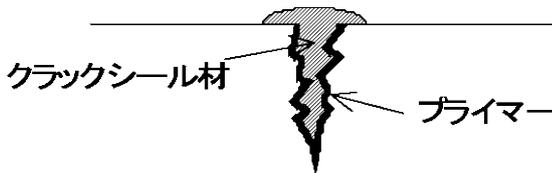


図-1 標準断面

## 第4条 施工手順

### 4.1 施工の可否

気温、路面温度、天候などを検討した上で施工の可否を慎重に判断するものとする。特に降雨時の施工は避けるものとする。

### 4.2 事前処理

本材料の適用が困難であると判断される既設路面の亀甲状クラックおよびポットホールについては監督員と協議の上、適正な処理を実施するものとする。

### 4.3 施工手順

#### 1) ひび割れ部の清掃

エアブローで注入箇所の泥やほこり・ゴミなどを除去する。

ひび割れの内部が湿っているときはバーナーで完全に乾燥させる。

#### 2) プライマーの塗布

プライマーの塗布は噴霧器や刷毛を使用し、ひび割れ内部まで均一に塗布する。

余剰分がひび割れに溜まらないように注意する。

#### 3) シール材の溶解

シール材の溶解は、電気式溶解釜で行う。やむを得ずバーナー式溶解釜を用いる場合は火力に留意し、攪拌しながら溶解する。

#### 4) シール材の注入

専用のクラックシーラまたは人力でひび割れ部に沿って舗装面より若干高くなるように注入を行う。

#### 5) 付着防止材の散布

注入後、石粉等の付着防止材を散布する。

交通開放後にすべりが懸念される場合は硅砂等を付着させる。

#### 6) 養生・交通開放

注入したクラックシール材の不具合及びべた付きを確認後、交通開放する。

## 第5条 その他

その他、不明事項については本市監督員と協議するものとする。

バスレーン等カラー舗装用のクラック注入材は適用外とする。

以上